

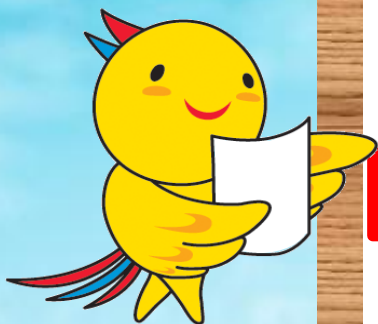
# 事業主の皆様

大阪府・兵庫県・京都府・府県内全市町村

## 特別徴収へのご協力

### ありがとうございます。

兵庫県マスコットはばタン



氏名：税務 太郎

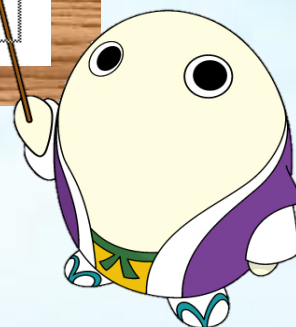
給与明細（平成30年6月分）

|        |           |
|--------|-----------|
| 給与支給額  | 200,000 円 |
| 所得税    | 3,700 円   |
| 社会保険料計 | 28,400 円  |
| 住民税    | 7,700 円   |
| 差引総支給額 | 160,200 円 |

大阪府  
広報担当副知事  
もずやん



京都府 まゆまる  
2852010



## 平成30年度から

## 個人住民税の差引きを

## 完全実施していただきます！

(※一部自治体では、先行して完全実施の取組みを進めています。)

地方税法では、従業員の方の個人住民税は、毎月の給与から事業主の方が差し引いて市町村へ納める特別徴収が原則です。

特別徴収の実施に向けて、ご準備をお願いします。

詳しくは、大阪府・兵庫県・京都府ホームページをご覧ください。

大阪府 特別徴収

検索